

# 創作展示室使用応募要項

## ●展示条件 対象、テーマ、素材が自然(物)である作品

自然の魅力や不思議、またはその貴重さなどを伝えるものとし、展示室既存のフックに掛けたり、壁にピンで留めたりできる程度の作品とする。造形物については展示室内既存の棚に置くことができるものか、見学者の移動を妨げない展示ができるものとします。

## ●展示期間 2025 年 10 月 2 日(木)～2026 年 3 月 31 日(火)のうち 8 日間又は 9 日間

期間詳細は応募票をご覧ください ※搬入・設置、片付け・搬出含む 毎週水曜日休館

## ●おことわり 展示期間中でも、研修会場や音楽コンサートとしての利用など、指定管理者の都合で会場を使用することがあります。ご了承ください。※指定管理者都合で会場を使用する場合、その日の使用料(下記参照)はかかりません。

## ●使用料 創作展示室電気料として300円/1 日、集中管理外の照明利用料として、250円/1 日

※スポット照明以外のコンセント利用する機器類にかかる電気料は1日あたり200 円を徴収します。

なお、持ち込み機器については定格消費電力が 200Wまでとします。

※有孔ボード、長机の利用には別途料金がかかります。(P3 参照)

## ●応募資格 下記応募・使用にあたっての注意事項を守れる個人または団体

## ●応募方法 展示応募票(別紙)に必要事項を記入し、ご提出ください。

提出は持参、郵送または e-mail でお願いします。

## ●応募期間 2025 年 6 月1日(日) ～ 2025 年 7 月 10 日(木)(先着順ではありません)

## ●結果通知 7 月 14 日以降、郵送にて通知いたします。なお、希望の展示期間が他の希望者と重なった場合、抽選を行います。抽選日は 2025 年 7 月 26 日(土)の午後を予定しています。

## ◆作品の販売はできません。

## ◆応募・使用にあたっての注意事項

- ☐ 展示内容等について、こちらから個別に確認させていただくことがあります。
- ☐ 応募用紙と一緒にご提出いただいた写真は、原則として返却いたしません
- ☐ 決定された方は後日、別途使用申込書(様式 1 号)を提出していただきます
- ☐ 使用に際しては「静岡県立森林公園ビジターセンター管理規定」をよく読み、従ってください(P2 参照)
- ☐ 使用の権利を譲渡、転貸することはできません
- ☐ 使用内容が申込みと異なる場合、使用承認を取り消すことがあります
- ☐ 作品の設置・片付け、受付に要する物品・費用、作品の監視・保全は使用者の責任においてお願いします
- ☐ 不慮の災害(火災、地震、見学者による破損、紛失・盗難等)が生じても、その責任は施設側では負いません
- ☐ 使用者の不注意により、壁、床、備品、器物等を破損、汚損、紛失した場合は、補修の費用をご負担していただく場合があります
- ☐ 使用期間中は清掃等清潔な状態を保つとともに、出たゴミは使用者の責任において処理をお願いします

## ●問合せ、応募先 静岡県立森林公園ビジターセンター・バードピア浜北 (担当 田中)

〒434-0002 静岡県浜松市浜名区尾野 2597-7

Tel/053-583-0443 Fax/053-583-2700 e-mail/ [s-forestpark@nifty.com](mailto:s-forestpark@nifty.com)

休館日: 毎週水曜日(休祝日の場合はその翌日)と年末年始(12/29～1/3)

## 静岡県立森林公園ビジターセンター管理規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 17 年静岡県規則第 60 号。以下「規則」という。)に基づき、静岡県立森林公園ビジターセンター(以下「ビジターセンター」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申込が必要な施設)

第 2 条 ビジターセンターにおいて、使用の申込が必要な施設は次のとおりとする。

- (1) 展示ホール
- (2) 創作展示室
- (3) 作業室
- (4) ぴあスペース
- (5) ボランティア室
- (6) ビジターセンター館内廊下の壁及びビジターセンターの外壁
- (7) 別図に定める範囲の敷地

(使用の申込)

第 3 条 前条に掲げる施設(以下「展示室等」という。)を使用しようとする者は、使用申込書(様式 1 号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 使用申込書の申請の受付時間は、開館日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

3 使用申込書の申請は、別に定めるもののほか、使用しようとする日の 6 ヶ月前の日(休館日に当たる場合はその翌日)の午前 9 時から受け付けることとする。

(承認事項)

第 4 条 ビジターセンターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を指定管理者に申し出て承認を受けなければならない。

- (1) 鉄砲、刀剣類又は重量物を持ち込むこと。
- (2) 備品もしくは器具を移動し、特別な設備を設置し又は特別な装飾をすること。
- (3) 暖房器具、電熱器その他の火器を使用すること。
- (4) 宣伝、契約の勧誘、寄付金の募集、物品の販売その他これに類すること。
- (5) 掲示板、写真、絵画、ポスター、はり紙、ブラカード、チラシ、旗、懸垂幕その他これに類するものを掲示し、又は配付すること。
- (6) クラフト等の創作物を展示すること。

(禁止事項)

第 5 条 ビジターセンターにおいて次の行為をしてはならない。

- (1) 火薬類等の危険物を持ち込むこと。
- (2) 館内において喫煙すること。
- (3) 館内において飲食をすること。ただし、事務室及びボランティア室を除く。
- (4) 示威又は喧騒にわたること。
- (5) 通行の妨害になること。
- (6) 器物等の損傷、汚損又はそのおそれのあること。
- (7) 動物を携行すること。ただし、身体障害者補助犬を除く。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他の使用者に迷惑を及ぼすおそれのあること及び管理上支障となること。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

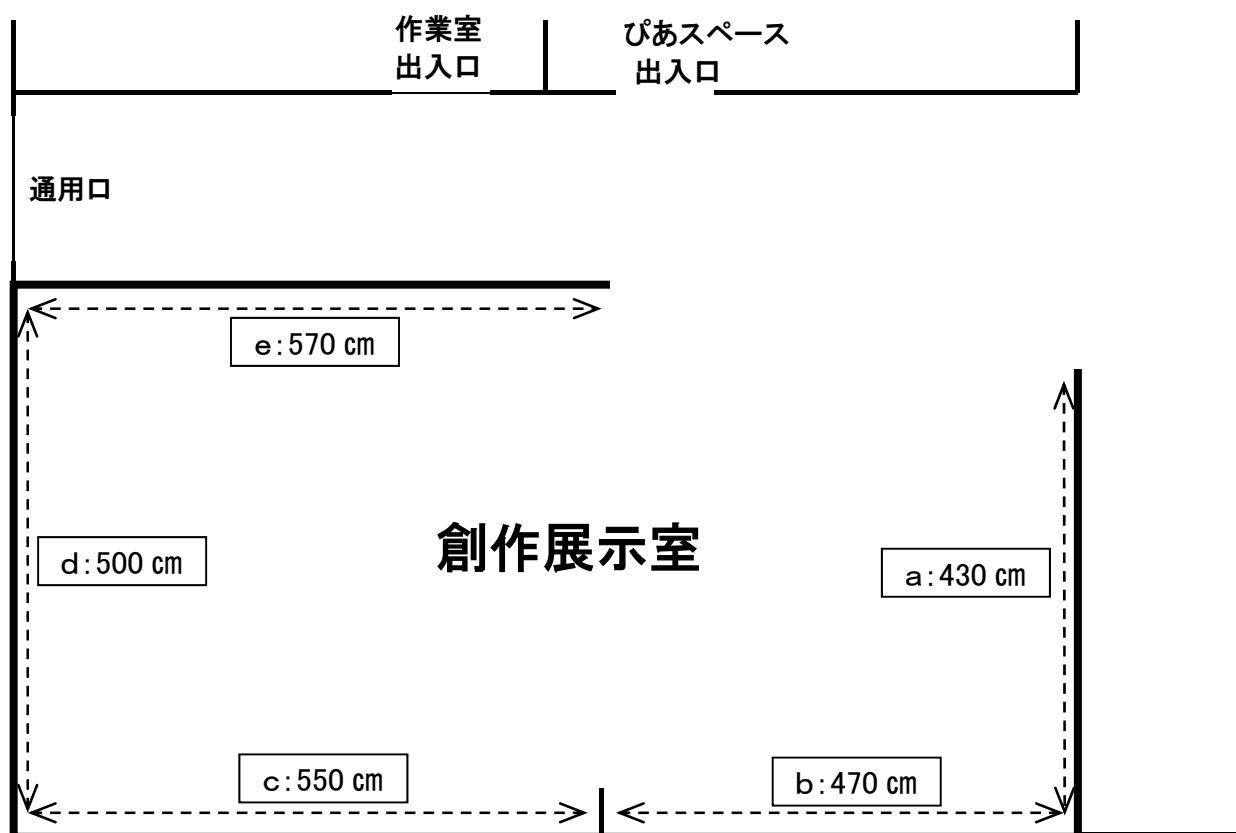
附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 24 日から施行する。

## 創作展示室使用可能スペース 平面図



※使用できる場所は、上記創作展示室の室のみとなります。c、b壁面に付属する棚も使用できます

※壁面にはピクチャーレールが設置されていますので、備え付けのワイヤーフックを使用してパネルや額入り作品を掲示することができます。(裏面「壁面の様子」参照)

※貸出可能備品等

演台, 備え付けスクリーン, 備え付けプロジェクター……………無料

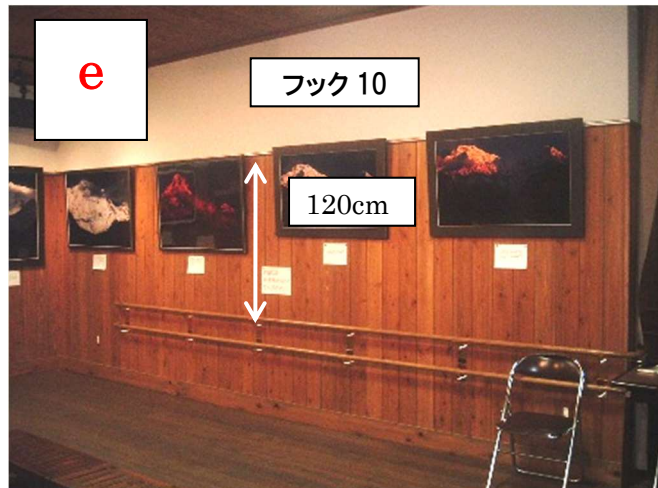
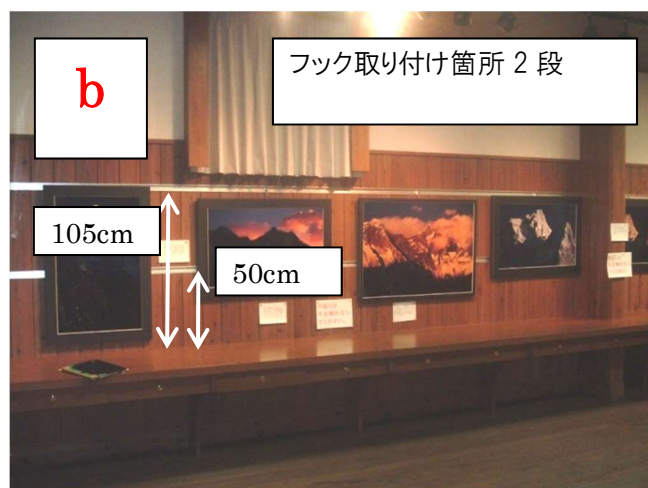
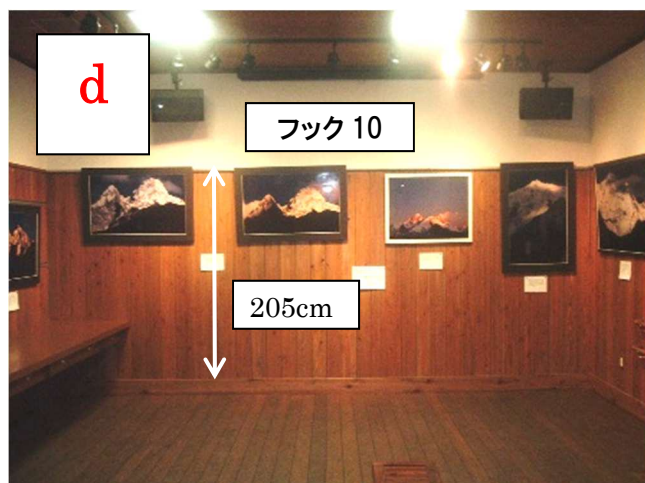
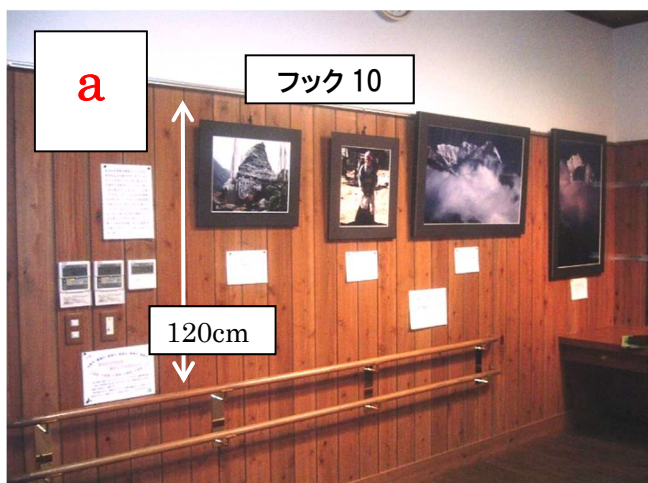
有孔ボード……………1日 100 円/1枚 2 枚まで

長机(L1.8m×H0.7m×W0.5m)……………1日 200 円/1 台 5 台まで

その他借用を希望される物品がある場合には、ご相談ください。

※貸出備品については、使用決定後の申込書提出時に借用の希望をお伝えください。

## 壁面の様子



※壁面b、cに使用するフックはワイヤー付が 21 個、ワイヤーが無いものは 37 個です